

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

（情報政策課）

—

訓 令 甲

○庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

（震災復興・企画総務課）

—

告 示

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正

（情報政策課）

—

規 則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中、「第四十四条の二第一項」を「第七十四条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十号

庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

庁議の設置及び運営に関する規程（昭和四十年宮城県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「毎週月曜日」を「毎月の第一月曜日及び第三月曜日」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百五号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三十日から施行する。ただし、一五の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一五中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同14中「から第十條まで」を「及び第九條」に改め、同20中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、一に次のように加える。

29 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第七條第一項（第二十五條第四項において準用する場合を含む。）、第十一條第二項、第十三條第一項、第二十二條第一項、第二十四條第一項及び第二十六條第一項から第三項まで

30 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）（第八条第三項及び第四十二條第四項

31 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第百三條、第百六條第二項、第百二十條第一項、第百二十四條、第百二十五條第一項及び第三項並びに第百二十七條第三項

32 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号）

第三十三条第一項

33 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第三項

34 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十二条第三項

35 人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）第五条第一項